

令和2年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

＜令和2年度＞監査テーマ：財務管理事務の執行状況について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和3年4月16日)時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
資産統括局	公有財産課	47	結果	公有財産台帳と固定資産台帳の間で記載不一致がある。	公有財産台帳記載の情報と固定資産台帳記載の情報とで同一施設であるための情報として「施設番号」があるが、この情報をもって両台帳の情報を見た際に、一部不一致となっているものがある。 毎年度両台帳データを確認し、不一致分については固定資産台帳データを補充して一致を図るべきである。	指摘された不一致財産のほとんどが、固定資産台帳に登録しなくても決算調書に影響がでないもの(借地等で尼崎市の資産ではないことから、固定資産額も0円となる。)である。 一方、公有財産台帳は、資産額に関係なく、尼崎市が管理している財産を登録すべき観点から、借地財産についても登録しており、双方の台帳の趣旨・観点の違いから登録財産の不一致が生じていたが、令和3年度に固定資産台帳に登録し、不一致は解消した。 また、今後は、固定資産台帳の更新時等に公有財産台帳と固定資産台帳の照合確認を行い、不一致が再発しないよう努めていく。	改善済	—	1	令和3年2月22日
都市整備局	住宅管理担当	157	結果	【市営住宅】 公有財産規則に定められたとおり、公有財産台帳に適切に使用許可の事実が反映されていない。	公有財産台帳は、市が財産を保有・処分・貸付している事実等を表す重要なものであるが、他の事業者で使用許可されている事実が反映されていない。 適切な財産管理に資するため、市有財産の使用許可に際しては、その事実を漏れなく公有財産課に報告し、同課による公有財産システムへの登録により使用許可の事実を台帳にて明らかにする必要がある。	公有財産台帳に反映されていなかったものについては、その後必要な手続きを行い、現在は当該台帳に既に反映した。 令和2年12月以降報告漏れが生じないよう公有財産の異動に係る決裁に異動報告書を添付させるよう事務を改善した。	改善済	—	6	令和3年2月22日
教育委員会 事務局	施設課	195	結果	【旧梅園幼稚園】 資産の状況に合わせて公有財産台帳を適切に更新すべきである。	市が保有する財産の利用状況を公有財産台帳に適切に反映されていない場合には、市が保有する財産の利用状況を正確に把握できないため、行政判断を誤るおそれがある。このため、資産の状況に合わせて公有財産台帳を適切に更新すべきである。 公有財産台帳への施設名の登録変更にあたっては、適切な名称に変更する必要がある。	公有財産台帳に反映されていなかったものについては、その後必要な手続きを行い、現在は当該台帳に既に反映した。 令和2年12月以降報告漏れが生じないよう公有財産の異動に係る決裁に異動報告書を添付させるよう事務を改善した。	改善済	—	13	令和3年2月22日
教育委員会 事務局	施設課	199	結果	【旧成良中学校】 資産の状況に合わせて公有財産台帳を適切に更新すべきである。	市が保有する財産の利用状況を公有財産台帳に適切に反映されていない場合には、市が保有する財産の利用状況を正確に把握できないため、行政判断を誤るおそれがある。このため、資産の状況に合わせて公有財産台帳を適切に更新すべきである。 公有財産台帳への施設名等の登録変更にあたっては、適切な名称及び財産区分に変更する必要がある。	公有財産台帳に反映されていなかったものについては、その後必要な手続きを行い、現在は当該台帳に既に反映した。 令和2年12月以降報告漏れが生じないよう公有財産の異動に係る決裁に異動報告書を添付させるよう事務を改善した。	改善済	—	14	令和3年2月22日
都市整備局	放課自転車対策担当	122	結果	【駅前駐輪場】 指定管理者から入手した収支報告の正確性について市としての検証が不十分である。	指定管理者より提出される収支報告と証拠書類との照合を行っておらず、収支報告が正確であるかどうかの検証が行われていない。施設管理コストの実態を把握できず、指定管理料の妥当性が検証できない可能性がある。 指定管理者から提出される収支報告につき、抽出により帳簿記録及び領収書や給与台帳等の証拠書類との照合を行うことにより、収支報告の正確性を検証する必要がある。	基本協定において、年度終了時に収支状況を含む事業報告書を作成し提出することを義務付けているが、これまでは収支報告の数字の整合性の確認までにとどまっていたものの、令和2年度の収支報告については、委託料(再委託)の金額がわかる契約書等の資料の提出を指定管理者に依頼し、収支報告の照合を行った。今後は、年度ごとに照合項目を変更するなど、収支報告の正確性に努めることとする。	改善済	—	3	令和3年2月22日

令和2年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和2年度>監査テーマ：財務管理事務の執行状況について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和3年4月16日)時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
都市整備局	住宅管理担当	156	結果	【市営住宅】 指定管理者から入手した収支報告について市として内容等の検証が不十分である。	指定管理者より提出される収支報告と証拠書類との照合を行っておらず、収支報告が正確であるかどうかの検証が行われていない。施設管理コストの実態を把握できず、指定管理料の妥当性が検証できない可能性がある。 指定管理者から提出される収支報告につき、抽出により帳簿記録及び領収書や給与台帳等の証拠書類との照合を行うことにより、収支報告の正確性を検証する必要がある。	基本協定において、年度終了時に収支状況を含む事業報告書を作成し提出することを義務付けているが、これまでは収支報告の数字の整合性の確認までにとどまっていたものの、令和2年度の収支報告については、委託料(再委託)の金額がわかる契約書等の資料の提出を指定管理者に依頼し、収支報告の照合を行った。今後は、年度ごとに照合項目を変更するなど、収支報告の正確性に努めることとする。	改善済	—	5	令和3年2月22日
都市整備局	公園計画・21世紀の森担当	133	結果	【元浜緑地駐車場】 消防設備に不備が認められるにもかかわらず、適時に対応していない。	フィールド公園の消防設備点検において、不備が指摘されているが、改善されていない。 現状では、火災が施設にて発生した場合に、利用者の生命及び財産が適切に守れないリスクがある。 消防設備等の点検結果に不備が認められる場合、早急に改善する必要がある。また、改善に多額の資金支出を要する場合には、利用者の安全に配慮しつつ、不具合の改善に必要な補修や更新に関する修繕計画を作成するなどして計画的に改善を進める必要がある。	令和元年度の消防設備点検において、防排煙設備の受信機内バッテリー容量不足などが指摘されたが、令和2年度に修繕を行った。	改善済	—	4	令和3年2月22日
経済環境局	地方卸売市場	171	結果	【地方卸売市場】 消防設備に不備が認められるにもかかわらず、適時に対応していない。	地方卸売市場の消防設備点検において、不備が指摘されているが、改善されていない。 現状では、火災が施設にて発生した場合に、利用者の生命及び財産が適切に守れないリスクがある。 消防設備等の点検結果に不備が認められる場合、早急に改善する必要がある。また、改善に多額の資金支出を要する場合には、利用者の安全に配慮しつつ、不具合の改善に必要な補修や更新に関する修繕計画を作成するなどして計画的に改善を進める必要がある。	令和3年7月に文書による指導を行い、防火扉前に置かれていた荷物については解消されたことを確認した。 なお、今年度の消防設備点検の結果がでた際には当該報告書を提出するよう指導している。	改善済	—	7	令和3年2月22日
経済環境局	地域産業課	181	結果	【アミダ川潮江駐車場】 地下駐車場の消防設備点検は、区分所有者で構成された管理組合により建物の管理及び運営の委託を受けている管理会社が行っているが、その点検結果に関し、市は報告を受けていない。	地下駐車場の消防設備点検は、管理会社が行っているが、その点検結果に関し、市はその結果の報告を受けておらず、利用者の生命・財産を守れるような財産保全が実施されていない。 駐車場施設の貸付先である地上部建築物の管理組合が実施する消防点検結果について、市は施設の貸付先に報告を提出するよう依頼するとともに、消防点検に不備が認められれば、早急に改善する必要がある。また、改善に多額の資金支出を要する場合には、利用者の安全に配慮しつつ、不具合の改善に必要な補修や更新に関する修繕計画を作成するなどして計画的に改善を進める必要がある。	消防用設備の点検は、ビルの区分所有者で構成される管理組合により実施され、本市も管理組合の一員であることから点検の結果報告は受けている。 消防設備点検により、市の専有部分に設置している設備に不備があれば管理組合を通じて報告があるため、市において、速やかに対応を行う。 また、共用部分に不備があれば、区分所有者から徴収している管理費等を管理組合が理事会や運営協議会に諮り、合意を得たうえで対応する。	非改善	—	10	令和3年2月22日
経済環境局	地域産業課	187	結果	【さんさんタウン駐車場・集会場】 地下駐車場の消防設備点検は、管理会社が行っているが、その点検結果に関し、市は報告を受けていない。	地下駐車場の消防設備点検は、管理会社が行っているが、その点検結果に関し、市はその結果の報告を受けておらず、利用者の生命・財産を守れるような財産保全が実施されていない。 駐車場施設の貸付先である地上部建築物の管理組合が実施する消防点検結果について、市は施設の貸付先に報告を提出するよう依頼するとともに、消防点検に不備が認められれば、早急に改善する必要がある。また、改善に多額の資金支出を要する場合には、利用者の安全に配慮しつつ、不具合の改善に必要な補修や更新に関する修繕計画を作成するなどして計画的に改善を進める必要がある。	消防用設備の点検は、ビルの区分所有者で構成される管理組合により実施され、本市も管理組合の一員であることから点検の結果報告は受けている。 消防設備点検により、市の専有部分に設置している設備に不備があれば管理組合を通じて報告があるため、市において、速やかに対応を行う。 また、共用部分に不備があれば、区分所有者から徴収している管理費等を管理組合が理事会や運営協議会に諮り、合意を得たうえで対応する。	非改善	—	11	令和3年2月22日

令和2年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和2年度>監査テーマ：財務管理事務の執行状況について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和3年4月16日)時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
経済環境局	地域産業課	180	結果	【アミング潮江駐車場】 駐車場施設の貸付先は、貸付料の増額を図るため公募により決定すべきである。	駐車場施設の貸付先の決定について、公募による方が多くの貸付料を収受できる可能性があるが、公募によらず、特定の者に貸付けを行っている。 特定の者に駐車場施設を貸付けるよりも、公募により貸付先を決定する方が、貸付料の増額が期待できる。市の厳しい財政状況を踏まえ、公募により駐車場施設の貸付先を決定すべきである。	ウエスト駐車場及びプラスト駐車場については、現在のところ、共同所有者に公募の意思がないことから、公募に向けた協議について、投げかけを行っていく。 イースト駐車場については、現状の契約手法について今日的な視点での見直しが必要であることを踏まえ、公募の検討を行っていく。	検討中	—	9	令和3年2月22日
経済環境局	地域産業課	189	結果	【さんさんタウン駐車場・集会場】 駐車場施設の貸付先は、貸付料の増額を図るため公募により決定すべきである。	駐車場施設の貸付先の決定について、公募による方が多くの貸付料を収受できる可能性があるが、公募によらず、特定の者に貸付けを行っている。 特定の者に駐車場施設を貸付けるよりも、公募により貸付先を決定する方が、貸付料の増額が期待できる。市の厳しい財政状況を踏まえ、公募により駐車場施設の貸付先を決定すべきである。	現状の契約手法について今日的な視点での見直しが必要であることを踏まえ、公募の検討を行っていく。	検討中	—	12	令和3年2月22日
総合政策局	ダイバーシティ推進課	76	結果	【普通財産(戸ノ内町3丁目)】 長年無断で利用されている土地について、適切な貸付手続を行う必要がある。もしも、状況の改善が見込めないのであれば、土地の売却を検討する必要がある。	市が未利用地として保有する土地が、長年無断で利用されているにもかかわらず、当該状況を黙認している状況にあることから、早急に適切な貸付手続を行う必要がある。 今後とも継続して利用を許可するのであれば、適切な貸付手続を行う必要がある。逆に許可しないのであれば、フェンスを設置する等当該状況が継続しないような措置を講ずる必要がある。 また、市として当該普通財産に係る将来の活用方法が見いだしにくいのであれば、市として今後とも当該未利用地を保有する必要性は乏しいことから、当該土地について、売却手続を検討する必要がある。	関係者と直接面会する場を設けることができ、協議を進めているところである。	検討中	—	2	令和3年2月22日
経済環境局	地方卸売市場	172	結果	【地方卸売市場】 地方卸売市場運営委託金額を、特命随意契約受託者からの見積額により決定しているが、市が算定した財産管理コストを加味して決定すべきである。	特命随意契約による施設運営に関する契約金額は、透明性の確保及び財産管理コストの適正化の観点から、受託者の見積額のみならず、市が設計・積算可能な役務部分は、市が算出した財産管理コストを加味して決定する必要がある。 地方卸売市場運営の受託者でないと実施できない特殊な役務部分については、先方の見積書による金額を利用し、他の通常の施設管理・運営に関する役務部分については市にて設計積算し、適正な財産管理コストであることが説明できるような契約金額の決定方法を採用する必要がある。	特命随意契約による施設運営に関する委託は、地方卸売市場運営の受託者でないと実施できない特殊な役務部分が大半を占めているが、通常の施設管理に相当する役務部分については、開設者(市)側でも別途見積を徴収し、適正な金額であるか確認のうえ、業務委託を実施していく。	検討中	—	8	令和3年2月22日

令和元年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和元年度>監査テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和3年4月16日)時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
子ども青少年局 教育委員会 事務局	保育管理課 子ども入所 支援担当 幼稚園・高 校企画推進 担当 職員課	80	結果	教育委員会事務局および子ども青少年局における共通もしくは類似する事務については、組織を統合することにより事務執行の効率化を図るべきである。	国での所管見直しの流れを受けて、他都市のように、組織を一体化し、利用者目線の効率的な運営を図るべきである。現状、認定事務、給付事務および利用調整を市で行っているが、組織の一体化により当該事務を民間委託するとともに、窓口一本化による運営の効率化・市民サービスの向上を図ることも可能と考える。 また、新制度に移行している園情報を管理するシステム（コアシステム）と新制度に移行していない園等の情報を管理するシステム（ヒツジシステム）の統合を図り、運用コストの低減を図る余地があると考え。限られた人的・金銭的資源の中で、効率的な事務執行を図るため、近隣都市等の教育認定・保育認定を執行する組織形態を参考とし、組織を統合するもしくは事務を移管することによるメリット・デメリットを明らかとし、今後の対応を検討すべきである。	子ども青少年局及び教育委員会事務局のそれぞれが所管する認定・給付に関する事務については、事務を所管する担当窓口を一本化させる等により事務の効率化が図られると考えるため、令和4年度の入所調整から窓口を一本化するよう事務を進めている。	検討中	市においても、子ども子育て支援新制度関係業務のうち、子ども青少年局及び教育委員会事務局のそれぞれが所管する認定・給付に関する事務については、事務を所管する担当窓口を一本化させる等により事務の効率化が図られると考えることから、当該業務執行体制の見直しにより検討を進めているところであり、今後も引き続き、システムの統合や機能性の向上も含め、組織を所管する総務局などの関連部署と連携しながら実施に向けて協議していく。	1	令和2年2月 21日
教育委員会 事務局	幼稚園・高 校企画推進 担当	118	結果	【施設型給付費】 施設給付に関する実地確認が行われていない。	組織のあり方の検討に加え、給付に関し、適切な教育施設運営がなされているか、監査手法を確立のうえ実地により確認する必要がある。	子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設（幼稚園、認定子ども園、保育所）の設置者等に対し、特定教育・保育施設の質の確保及び施設型給付費等の適正化を図るために実施する確認監査については、執行体制の課題などにより、現時点においては実施できていない状況であるが、今後、保育部や他の関連部署と連携しながら実施に向けて事務を進めていく。	検討中	子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設（幼稚園、認定子ども園、保育所）の設置者等に対し、特定教育・保育施設の質の確保及び施設型給付費等の適正化を図るために実施する確認監査については、執行体制の課題などにより、現時点においては実施できていない状況であるが、今後、保育部や他の関連部署と連携しながら実施に向けて事務を進めていく。	4	令和2年2月 21日
子ども青少年局	いくしあ推 進課	212	結果	【子どもの育ちに係る支援センターの機能検討事業費】 個人情報保護の観点から、USBメモリに移された情報に関するログが残るよう、主としてシステム上の対応を行うことが必要である。	USBメモリに移された情報に関するログが残るようになり、当該ログをサーバに残るようシステム上の対応を行う必要がある。 また、USBメモリから取り出された後のファイルについても、行政事務支援システム始め、該当PCにてログ履歴が残る形で市としてシステム管理される必要がある。 ただし、システム改定の必要もあり、予算財源等現実的な対応も求められることも想定されるため、臨時的な代替方法として、抜き取り後のオリジナルデータの消去手続およびその確認手続についてもルールどおり運用されていることを確認する方法の整備を行うとともに厳格な運用を図るべきである。	ディレクトリ監視ソフトなどについては、関係部局との協議の結果、セキュリティ面、財政面から導入は困難であるとの結論に至った。子どもの育ち支援システムでは特定のUSBメモリにより所属長のPCにより所属長がID、パスワードの入力と顔認証を行わなければ、情報を抽出することはできず、行政事務支援システムに関しては、全台に資産管理システムが導入されており、サーバー上に「どのPCでどのユーザーがどのような操作を実施したか」がログとして残るようになっていることから、そのログにより一定の追跡は可能である。 また、これまでもUSBメモリの保管や外部への持出しの際は本市の情報セキュリティポリシーに則り、取扱っていたが、これに加え、令和元年度から実施しているデータ抽出申請手続において、抜き取り後のオリジナルデータの消去及びその確認に係る項目を令和2年度に追加することでチェックを強化し個人情報保護をこれまで以上に厳格に取扱うこととした。	非改善	行政事務支援システムに関しては、全台に資産管理システムが導入されており、サーバー上に「どのPCでどのユーザーがどのような操作を実施したか」がログとして残るようになっていることから、そのログにより一定の追跡は可能であることに加え、令和元年度から実施しているデータ抽出申請手続において、抜き取り後のオリジナルデータの消去及びその確認に係る項目を令和2年度に追加することでチェックを強化し、より一層厳格な運用を図っている。 また、子どもの育ち支援システムについての、接続ログやファイル更新、削除等の履歴を残すことができるディレクトリ監視ソフトの全台導入に向けて関係部局と協議を行った。	8	令和2年2月 21日

平成30年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成30年度> 監査テーマ：公営企業会計（上水道・工業用水道・下水道）の事務管理について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知（令和3年4月16日）時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
公営企業局	財務課 上下水道部経営企画課	137	結果	退職給付費用を収益的支出と資本的支出に区分する必要がある。	退職給付引当金計上に関する費用が、収益的支出（3条予算）と資本的支出（4条予算）に区分されておらず、すべて収益的支出として処理されている。 職員の給与の区分に応じ、収益的支出と資本的支出に区分する必要がある。 給与の区分に応じ、退職給付費用の計算も収益的支出と資本的支出に区別する必要がある。	資本勘定支弁職員（資本的支出で人件費を支出する職員）の退職給付引当金を収益的支出と資本的支出に区分することについて課題は認識しているが、 <u>全ての職員の経歴を即座に把握できるシステム等が整備されていないことなどにより、実務上の負担増加によるコスト増につながる一方、どちらの会計処理方法を採用しても市民サービスへの影響はなく、経営に与える影響も少ないことから、現行の会計処理を継続する。</u>	非改善	資本勘定支弁職員（資本的支出で人件費を支出する職員）の退職給付引当金を収益的支出と資本的支出に区分することについて課題は認識しているが、 <u>実務上の負担増加によるコスト増につながり、実施は困難であると考えられている。</u>	32	平成31年2月21日

平成28年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成28年度> 監査テーマ：指定管理者制度について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知（令和3年4月16日）時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
健康福祉局	生活衛生課	139	結果	適切な管理経費実績額の算定を前提とした精算の未実施	<p>平成27年度尼崎市立弥生ヶ丘斎場の管理に関する年度協定書第6条において「業務完了後、指定管理者は業務完了報告書を尼崎市に提出するとともに、速やかに管理経費の精算を行う。指定管理者は精算において、当該管理経費に余剰が生じた場合は、尼崎市に返還するものとする。なお、当該管理経費に不足が生じる場合は、別途協議を行うものとする。」と規定されている。</p> <p>しかし、「(2) 指定管理事業実施のために要する「管理費」の適切な計上基準の明確化(意見)」に記載のとおり、指定管理事業に要する経費である管理経費は指定管理料と同額になるように報告されていることから、管理経費の精算は行われていない。</p> <p>「(1) 合理的な共通経費の按分基準の明確化(意見)」及び「(2) 指定管理事業実施のために要する「管理費」の適切な計上基準の明確化(意見)」に記載のとおり、適切な指定管理事業に要した管理経費の額を算定の上、精算を行う必要がある。</p>	<p>適切な管理費の計上等について、指定管理者とのモニタリング等による協議・調整を実施し、改善に向けた取組みを継続していく。</p>	検討中	<p>適切な管理費の割合等について、引き続き指定管理者と協議・調整を行い、改善に向けた取組みを継続していく。</p>	202	平成29年2月20日

平成27年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成27年度> 監査テーマ：債権管理事務について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和3年4月16日)時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
健康福祉局	福祉医療課	147	結果	速やかに時効中断手続を実施すべき	<p>現債務者である被保険者Aは、過誤納の事実が発覚した時点においてすでに死亡しており、法定相続人であるAの娘U、Uの死後はUの息子Oに対し債権の請求を行った。その後、息子Oが相続放棄した後は、さらに相続人であるUの兄弟3名(V~X)に請求の通知を行ったが、市の過払金の請求を本人の死亡後相続人へ請求する点につき、Vの親族から理解を得られなかったこともあり、市は平成22年度以降の4年以上、特段の手続を実施していない。</p> <p>督促は法令上の時効中断の効力を有することから、相続人V, W, Xへの督促により速やかに時効中断を行い、回収の努力をするべきである。</p>	<p>令和元年度に引き続き、令和2年度においても、令和3年2月8日付で相続人に対し通知を再送付したが、<u>応答はなかったことから今後の方針を検討した結果、今後の進展も望めず、金額も少額であり、費用対効果も薄いと結論に至ったところから、債権回収は不可能であるとの判断し、令和3年度末まで適用される尼崎市債権管理条例第11条第1項第1号のみなし適用に基づき債権放棄を行うべく事務を進めている。</u></p>	検討中	<p>債務者の現住所地を確認するため、令和元年7月8日付で、戸籍謄本等の請求を行った。Xについては、婚姻による新戸籍を編製しており、再度(7月30日付)請求を行い、3人の所在確認を取ったが、Wは平成28年4月24日に死亡しており、代襲相続人は存在しなかった。</p> <p>残るV, Xについて、令和元年9月13日付で過払金の返還について連絡を請う旨の通知を送付したが、連絡はなかった。そのため10月9日付で、10月末日までと期限を切って再度通知を送付したが、現時点でV, Xからの連絡がない。平成22年9月14日付通知文は、時効の中断にはなっておらず、連絡があった場合は、時効の援用をされる可能性があり進展は望めない。金額も少額であり費用対効果がなく、今後の進展は望めないことから回収は困難であり、債権の放棄に向けた検討を行う。</p>	152	平成28年2月22日
経済環境局	しごと支援課	230	結果	分割納付の署名捺印が得られていない案件について	<p>当該債権は、過去にしごと支援課の管轄施設であったが、現在は廃止されている施設の食堂事業者として使用許可を受けていたA株式会社に対する行政財産目的外使用料である。市は、A株式会社の収益悪化等の主張により平成23年6月に毎月30千円の口頭による分割納付誓約を許可し、その後、平成26年1月には、分割納付額を減少させ、毎月10千円の回収を図っている。市担当者によれば、この分割納付誓約は2回とも口頭で行われているとのことであるが、平成23年6月時点の当時の分割納付誓約に関しては、滞納額及び今後の市の対応等についての協議の記録はあるものの、分割納付誓約許可の決裁等についての文書は残されていない。</p> <p>なお、平成26年1月の分割納付額の変更に関する債務者との協議内容については文書化されており、この協議内容は平成25年度収入未済額に係る平成26年度への繰越決裁に引き継がれている。</p> <p>口頭による分割納付誓約を、市が文書によらず許可し、かつその記録が残っていない場合、債務承認された対象や時期が明確でなく、時効中断の効力が生じない可能性がある。</p> <p>時効中断の効力を確実に生じさせるため、分割納付を許可する場合には書面の誓約書を手すすべきである。仮に、書面による入手が困難ならば、少なくとも、口頭により分割納付誓約を受け、それを許可した記録を詳細に残す必要があった。今となつては、記録を残すことは不可能であり、早急に債務承認書を手するか、分割納付誓約の文書化を行う必要がある。</p> <p>また、関連する条例や規定(「行政財産使用料条例」、「尼崎市公有財産規則」、「尼崎市公有財産規則の運用について」)には、行政財産使用料に関する分割納付について特段の定めはないが、尼崎市財務規則 第155条には「履行延期の特約」として履行延期申請書の様式や条件が定められており、形式的には、当様式や条件に基づいて分割納付誓約書を作成することとなる。</p>	<p>令和3年度は、4月28日に郵送により、滞納者に納付書及び分納誓約書を送付して、引き続き月1万円ずつの納付及び分納誓約書への署名捺印を求めた。</p> <p>なお、市としては、平成28年度以降、面会や電話連絡をするごとに、署名捺印を求めているが、<u>過去の経緯経過があるため、相手方との交渉が難航しており、分納誓約書の文書化には至っていない。</u></p> <p>一方、<u>これまでも、適切に分割納付はされているが、現納付状況を勘案すると完納までに約10年かかる見込みであり、引き続き訪問時及び電話連絡時に、確実な納付とともに分納誓約書への署名捺印を求めている。</u></p>	検討中	<p>令和2年度は、4月28日に郵送により、滞納者に納付書及び分納誓約書を送付して、引き続き月1万円ずつの納付及び分納誓約書への署名捺印を求めたが、これまでと同様、月1万円ずつの納付は継続するものの分納誓約書への署名捺印は拒否された。</p> <p>なお、市としては、平成28年度以降、面会や電話連絡をするごとに、分納誓約書を作成のうえ、署名捺印をするよう働きかけているが、月1万円ずつの納付はなされているものの、現状においては文書ではなく口頭での分納誓約となっている。</p> <p>今後についても相手方への訪問時及び電話連絡時に、確実な納付とともに分納誓約書への署名捺印を求めている。</p>	158	平成28年2月22日

平成27年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成27年度> 監査テーマ：債権管理事務について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知（令和3年4月16日）時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
都市整備局	住宅管理担当	264	結果	滞納者と納付交渉を行うべき	<p>滞納債権について、長期間納付交渉が全く行われていない事案が発見された。</p> <p>D氏の事案は、昭和61年7月以降納付がなく、平成8年3月までは納付交渉が行われていた。その後、平成9年12月までは訪問を行っていたが、それ以降納付交渉が行われていない。</p> <p>また、F氏の事案は、平成9年1月以降納付がなく、平成10年9月までは納付交渉が行われていたが、それ以降納付交渉が行われていない。</p> <p>D氏、F氏ともに平成26年度末時点ですでに時効が到来してしまっている。また、市によると、納付交渉が行われていない理由は不明ということである。</p> <p>債権は全額回収することが原則であり、正当な理由なく納付交渉を中断すべきではない。また、金額が一定以上等、重要な債権については、毎年一定時期に債権管理状況のモニタリングをする等、納付交渉漏れを防止する仕組みを整備することも検討すべきである。</p>	<p>指摘事項であるD氏、F氏の件を含む長期間納付交渉が行われていなかった債権について、令和2年度に市で債権の精査（所在調査による債務者の特定等）を行い、納付交渉が不可能なものを除いた全ての債権を令和3年度に弁護士法人に委託した。</p> <p>委託した全ての債権に対しては弁護士法人より改めて催告（文書、電話）を実施し、それを踏まえた業務報告書を毎月提出させることで、納付交渉漏れのないシステムが構築できた。</p>	改善済	<p>当該債権の回収業務については、平成23年10月から業務委託を行っている。委託に際しては、委託している全債務者への対応状況等をまとめた業務報告書の提出を求めており、納付交渉漏れを防止する仕組みを整備している。しかし、債務者の高齢化による死亡や行方不明により、債務者の特定ができず、長期間納付交渉が行われていなかったと思われる。長期間納付交渉が行われていない債権については、債務者特定のために、平成27年8月ごろから所在調査を実施している。その中で、D氏については、納付交渉を実施しているが、F氏については、長期間未交渉であったため、所在調査を実施した。その結果、F氏本人及び配偶者、子の所在が確認でき、F氏の保証人は死亡しているが、相続人の所在が確認できたため、催告を再開する。</p> <p>どちらも時効期間が到来しているが、時効の援用がない限り債権は消滅しないため、納付交渉を行う。</p> <p>令和3年度以降も業務委託を継続するにあたり、委託先から委託債権の状況について、毎月業務報告書を提出させる仕様とし、債務者の状況を把握し、納付交渉漏れを防ぐ仕組みを整備した。</p>	161	平成28年2月22日

平成25年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成25年度監査 監査テーマ：高齢者施策に関する事務の執行について>

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知（令和3年4月16日）時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
健康福祉局	高齢介護課	112	結果	特別養護老人ホームの土地無償貸与について	<p>特別養護老人ホームの土地の買収、及び整地に要する費用は補助金交付対象外となり、設置する社会福祉法人が自己財源で調達することとなるが、市は一部の社会福祉法人に対し市所有の土地を無償で貸与している。</p> <p>これは充実した介護保険制度の発足を目指して、特別養護老人ホームを迅速に整備する必要性があったためであり、早急に施設整備を達成するため土地を無償で貸与するとした当時の判断に合理性は認められる。</p> <p>しかし、現在では特別養護老人ホームが普及しており、新たに設置する法人との公平性の観点から、原則有償貸与への変更の要否を検討する必要がある。</p>	<p>公有財産の貸付け及び使用許可に係る減免取扱いの統一的基準については、平成27年2月に基本方針が出されており、その際「3年以内に方針を固める」としていた社会福祉法人等による社会福祉事業の用に供する場合の普通財産の貸付料の減免基準については、その後庁内での検討を重ね、平成29年2月に標準貸付料の1/2減額で貸付料の徴収を行う方針を定めた。</p> <p>市有地の無償貸付けを条件に施設誘致及び施設移管を行ってきた経緯を踏まえると、市として強行的な手法（訴訟等）で有償化を進められない中で、これまでの法人との協議内容を鑑みると早期に貸付料有償化の理解を得られる状況にないなどの理由により、現在、市としては、令和7年度末までの間を既存施設の法人との貸付料有償化に係る協議休止期間としているところであるが、原則有償化の方針については変更していない。今後の協議再開については、その時点での社会情勢等を勘案した上で、具体的な協議方法等を含め判断する予定である。</p>	検討中	<p>公有財産の貸付け及び使用許可に係る減免取扱いの統一的基準については、平成27年2月に基本方針が出されており、その際「3年以内に方針を固める」としていた社会福祉法人等による社会福祉事業の用に供する場合の普通財産の貸付料の減免基準については、その後庁内での検討を重ね、平成29年2月に標準貸付料の1/2減額で貸付料の徴収を行う方針を定めた。</p> <p>市有地の無償貸付けを条件に施設誘致及び施設移管を行ってきた経緯を踏まえると、市として強行的な手法（訴訟等）で有償化を進められない中で、これまでの法人との協議内容を鑑みると早期に貸付料有償化の理解を得られる状況にないなどの理由により、現在、市としては、令和7年度末までの間を既存施設の法人との貸付料有償化に係る協議休止期間としているところであるが、原則有償化の方針については変更していない。今後の協議再開については、その時点での社会情勢等を勘案した上で、具体的な協議方法等を含め判断する予定である。</p>	171	平成26年2月18日
健康福祉局	高齢介護課	183	結果	グループハウス事業継続の必要性について	<p>当初は大震災後のケア付仮設住宅の入居者に対する期限付の事業として始まったものであるが、現在は地域支援事業として実施されている。</p> <p>地域支援事業である以上、広く被保険者が利用できる必要があると考え、高付加価値のサービスでありながら、あまりにも事業規模が小さく、利用者がごく限られてしまう。</p> <p>仮に市として当該事業を継続すると判断したのであれば、被保険者に公平な利用機会を提供するため、事業規模を拡大すべきであるが、多額の財政負担を伴うことから事業規模拡大の判断は慎重にならざるを得ない。</p> <p>一方で現在の利用者の権利保護に十分配慮することも必要であるが、市の事業として当該事業を現状のまま継続する合理性はないと考えられる。</p> <p>そのため、市が所有するグループハウスの土地及び建物を含む事業自体の民間への売却等、事業の廃止も含めて具体的な検討を行うべきである。</p>	<p>当該施設は、単身で虚弱な高齢者が入居する生活拠点施設であることはもとより、地域との交流活動が定着しているとともに、今後、多様な高齢者の自立した生活を支える拠点及び地域の高齢者との交流や地域の介護予防の拠点としての役割が一層期待される施設である。現在では、受託法人の自主事業として、地域の子ども達との多世代交流が盛んになってきているとともに、地域住民を対象にしたいいきいき百歳体操を活用した健康づくり教室などの新たな介護予防事業の試行的実施が検討されるなど、地元と密着した地域活動の充実、活性化に寄与する施設となりつつある。</p> <p>また、現在、高齢者保護など他の制度の施設としても対応できるよう検討を進めているところであり、当該施設の今後のあり方等については、こうした状況等を踏まえつつ、引き続き高齢者に対する施設サービスの動向等を十分に勘案する中で慎重に行う。</p>	検討中	<p>当該施設は、単身で虚弱な高齢者が入居する生活拠点施設であることはもとより、地域との交流活動が定着しているとともに、今後、多様な高齢者の自立した生活を支える拠点及び地域の高齢者との交流や地域の介護予防の拠点としての役割が一層期待される施設である。現在では、受託法人の自主事業として、地域の子ども達との多世代交流が盛んになってきているとともに、地域住民を対象にしたいいきいき百歳体操を活用した健康づくり教室などの新たな介護予防事業の試行的実施が検討されるなど、地元と密着した地域活動の充実、活性化に寄与する施設となりつつある。</p> <p>また、現在、高齢者保護など他の制度の施設としても対応できるよう検討を進めているところであり、当該施設の今後のあり方等については、こうした状況等を踏まえつつ、引き続き高齢者に対する施設サービスの動向等を十分に勘案する中で慎重に行う。</p>	174	平成26年2月18日

平成23年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成23年度> 監査テーマ：行政財産の管理等に係る財務事務について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知（令和3年4月16日）時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
教育委員会 事務局	スポーツ推 進課	249	結果	自動販売機の使用許可の原則公募について 【中央体育館、小田体育館、 大庄体育館、立花体育館、 武庫体育館、園田体育館】	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。 【中央体育館、小田体育館、大庄体育館、 立花体育館、武庫体育館、園田体育館】	自動販売機設置により得られる収益については、事業団が指定管理による施設の管理運営及び各種事業を実施する目的で自主事業として設置しており、その収益については各種事業及び管理運営におけるサービス向上に資するものであることから、現時点では公募を実施していないが、令和9年度からの指定管理については、大幅な見直しを予定されていることから、社会体育施設の指定管理事業と自主事業の整理や適正な指定管理料の積算とあわせて検討をしていく。 なお、自動販売機の設置に係る使用料については、指定管理者において適正な金額で事業者に貸付けている。	検討中	自動販売機設置により得られる収益は、事業団が実施する、各種スポーツ振興・普及事業において欠かすことのできない財源となっており、その収益がなければ、事業の実施に影響が生じる。また、他の施設の指定管理者においても、行政財産使用許可を与えて自動販売機を設定しているという状況を勘案し、現時点では公募を実施していない。 しかしながら、令和元年度の出資団体等監査の指摘に基づき、社会体育施設の指定管理事業と自主事業の整理や適正な指定管理料の積算を進めることとしていることから、今後、それらと合わせて検討を進めていく。	188～193	平成24年2 月20日

平成22年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成22年度> 監査テーマ：普通財産及び借受財産の管理等に係る財務事務について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和4年2月28日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和3年4月16日)時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
総合政策局	園田地域課	51	結果	境界が不明確なことについて	東隣接地は個人の住宅及びガレージであるが、境界が明確でなく、白地図では隣人の住宅及びガレージが当該地にかかっているが、境界標が設置されておらず、隣接地との境界が不明確である。	隣接地との境界標の一部が地中に埋没しており、境界標が設置されていないものと認識していたが、 <u>現地調査を行う中で、図面通りに境界標が設置されているとともに、隣接地が私有地に越境していないことについても確認した。</u>	改善済	当該地における境界明示及び境界標の設置については、土地の売却等の方針が確定した場合など、必要性が高まった際に実施する予定であったが、公有財産の適切な管理を確保するために令和4年度の予算化に向けて関係各課との調整を進めていく。	194	平成23年2月21日
こども青少年局	保育運営課	147	結果	行政財産への財産区分の変更及び所管換えについて	普通財産ではなく公共の目的に供される行政財産とすべきものであり、水路等を管理する河港課に所管換えする必要がある。	本件対象土地の一部に不法占拠されている部分があるため、現在、不法占拠者の特定を行っているところである。また、法制課等と協議し、不法占拠の解消に向けた取組を進め、不法占拠を解消した後、 <u>令和2年10月23日と令和3年1月15日に隣接する民家に訪問するも不在であった。</u> <u>令和3年度においても、引き続き訪問などを行い、不法占拠者の特定に努めていく。</u>	検討中	本件対象土地の一部に不法占拠されている部分があるため、現在、不法占拠者の特定を行っているところである。また、法制課等と協議し、不法占拠の解消に向けた取組を進め、不法占拠を解消した後、 <u>令和2年度は、現地調査の際(令和2年10月23日)、隣接する民家に訪問するも不在であった。</u>	196	平成23年2月21日
都市整備局	公園維持課	272	結果	賃借権の登記について	平成元年3月10日付け覚書で、地主は市が賃借権の譲渡を受けた上で中央公園として整備することを承諾している。また、平成元年4月1日土地賃貸借契約では「市が賃借権の設定登記を申請するときは、(地主は)同意する」(第8条)とある。しかし、未だ賃借権の登記がされていない。登記可能な当該賃借権は公有財産であり(法第238条第1項第4号)、取得の手續きに瑕疵がある(規則第16条、運用2-2(1))。	平成元年4月1日締結の土地賃貸借契約書における「賃借権の設定登記を申請するときは同意する」との記載は、現時点の土地賃貸借契約書にはないことから、賃借権が未登記であることは、 <u>手続上の瑕疵に当たるとは考えていない。</u> 当初は用地取得に向け交渉していたが、土地所有者の当面売却はしないという意向により早期取得を断念し止む無く賃借したものである。その後、用地取得などの協議を継続させながら、人工地盤等の整備工事を行い、その工事を概ね完了していた。そのため、契約更改に当たり、当該土地は用地取得することが主目的であること、また、供用開始する公園と道路があり、都市公園法及び道路法により私権の制限がかかることから賃借権を設定する必要がなくなったため賃借権設定登記の記載を削除した。	検討中	平成元年4月1日締結の土地賃貸借契約書における「賃借権の設定登記を申請するときは同意する」との記載は、現時点の土地賃貸借契約書にはないことから、賃借権が未登記であることは、 <u>手続上の瑕疵に当たるとは考えていない。</u> 当初は用地取得に向け交渉していたが、土地所有者の当面売却はしないという意向により早期取得を断念し止む無く賃借したものである。その後、用地取得などの協議を継続させながら、人工地盤等の整備工事を行い、その工事を概ね完了していた。そのため、契約更改に当たり、当該土地は用地取得することが主目的であること、また、供用開始する公園と道路があり、都市公園法及び道路法により私権の制限がかかることから賃借権を設定する必要がなくなったため賃借権設定登記の記載を削除した。	201	平成23年2月21日